

○地域支援事業の実施について（抜粋）

平成 18 年 6 月 9 日老発第 0428002

（最終改正平成 21 年 4 月 28 日）

各都道府県知事宛 厚生労働省老健局長通知

2 包括的支援事業

(3) 権利擁護業務

ア 目的

権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とする。

イ 事業内容

日常生活自立支援事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図る。

特に、高齢者の権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、次のような諸制度を活用する。

(ア) 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介などを行う。

申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合、速やかに市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、市町村申立てにつなげる。

(イ) 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求める。

(ウ) 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号）等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応をとる（詳細の業務については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と擁護者支援」（平成 18 年 4 月厚生労働省老健局）を参照のこと）。

(エ) 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、地域包括支援センターに配置されている専門職が相互に連携するとともに、地域包括支援センター全体で対応を検討し、必要な支援を行う。

(オ) 消費者被害の防止

訪問販売によるリフォーム業者などによる消費者被害を未然に防止するため、消費者センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行う。

ウ 留意事項

イの（ア）の成年後見制度の円滑な利用に向けて次のことに留意する。

（ア）市町村、地方法務局等と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取組を行う。

（イ）鑑定又は診断書の作成手続きに速やかに取り組むことができるよう、地域で成年後見人となるべき者を推薦する団体等を、高齢者又はその親族に対して紹介する。

- また、近年増加している高齢者の消費者被害の防止においても、センター等が高齢者から消費者被害について相談があった場合に、その区域を担当する消費生活センター等と連携することが重要である。

高齢者の権利擁護については、地域支援事業のメニューのひとつとして実施いただいているところではあるが、管内市町村に対して適切な連携や住民等への周知が図られるよう再度周知をお願いしたい。

なお、平成 22 年 3 月 30 日に閣議決定された「消費者基本計画」においても、今後 5 年間に講ずべき具体的施策のひとつとして、以下の取り組みが位置づけられているのでご留意願いたい。

消費者基本計画【施策番号 106】（抄）

地域の高齢者に身近な地域包括支援センターが、消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行い、消費者被害の防止に取り組みます。

「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者の推計

○「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人数については、平成22(2010)年では208万人、平成37(2025)年では323万人と推計されており、約1.6倍に増加することが見込まれている。

(単位:万人)

将来推計(年)	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
日常生活自立度Ⅱ以上	208	250	289	323	353	376	385	378
	7.2	7.6	8.4	9.3	10.2	10.7	10.6	10.4

※1 日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態。

※2 下段は65歳以上の人口比(%)

(平成15年6月 高齢者介護研究会報告書より)

成年後見制度利用支援事業について

(平成13年度創設 23年度予算額 地域支援事業全体64,170,362千円)

1 趣 旨

介護保険サービス、障害者福祉サービスの利用等の観点から、認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者にとって、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行うもの

2 事業内容

(1) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催 等

(2) 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

① 対象者

介護保険サービスを利用し又は利用しようとする身よりのない重度の認知症高齢者等であって、市町村が、老人福祉法第32条等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める事案等において、後見人の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者

② 助成対象経費

成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人の報酬の一部等

3 事業実施状況(高齢者関係)

平成22年4月1日現在 1,028保険者(保険者数1,587の64.8%)

介護サービスの基盤強化のための
介護保険法等の一部を改正する法律
(老人福祉法第三十二条の二を新設)

○老人福祉法

(審判の請求)

第三十二条

市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、
民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条
の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

(後見等に係る体制の整備等)

第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する
後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活
用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他
の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図る
ため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

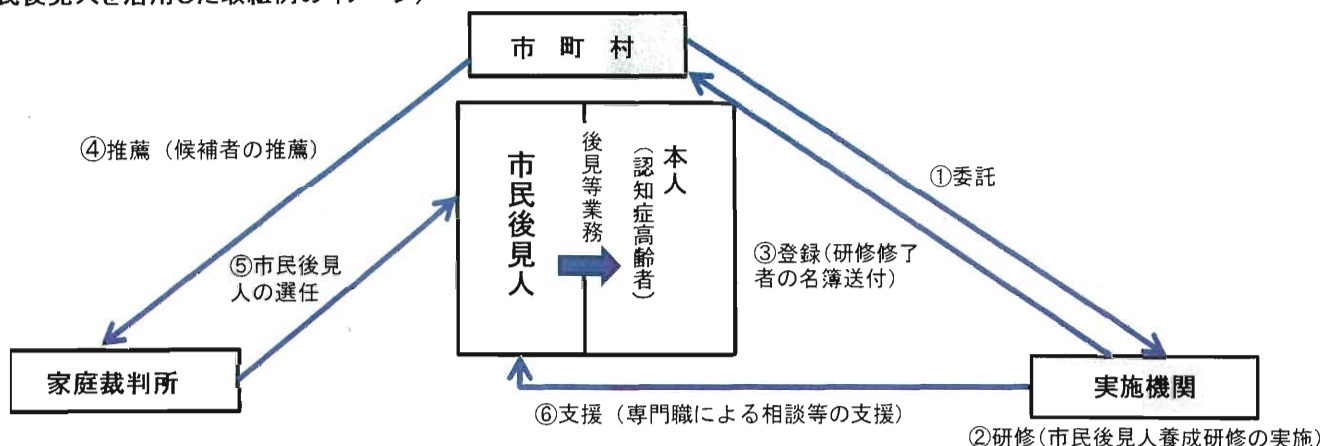
※平成24年4月1日施行

市民後見人の育成及び活用

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを
中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、
その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。

- ※1 「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上」の高齢者の推計 208万人（平成22年）→ 323万人（平成37年）
※2 成年後見関係事件の申立件数は年々増加傾向（平成22年 30,079件）
そのうち市町村長申立の件数 1,876件（平成20年）→ 2,471件（平成21年）→ 3,108件（平成22年）

(市民後見人を活用した取組例のイメージ)



市民後見推進事業について

(平成23年度創設 予算額 105,554千円)

1 目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきておりその需要はさらに増大することが見込まれる。

また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。

したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職による後見人（以下「専門職後見人」という。）がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人（以下「市民後見人」という。）を中心とした支援体制を構築する必要がある。認知症の人の福祉を増進する観点から、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援するものである。

2 実施主体

（1）本事業の実施主体は、市町村とする。

ただし、実施主体は、市町村社会福祉協議会、NPO法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

※平成23年度 37市区町(26都道府県)で実施

3 事業内容

（1）市民後見人養成のための研修の実施

ア 研修対象者

市民後見人として活動することを希望する地域住民

イ 研修内容等

市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容である研修カリキュラムを作成するものとする。

（市民後見養成研修の内容（例））

- ・成年後見や介護保険制度等の法的な内容の理解
- ・地域の福祉施設等の社会資源の理解
- ・財産目録の作成 等

（2）市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 市民後見人の活用等のための地域の実態把握

イ 市民後見推進のための検討会等の実施

（3）市民後見人の適正な活動のための支援

ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

イ 市民後見人養成研修修了者等の後見人候補者名簿への登録から、家庭裁判所への後見候補者の推薦のための枠組の構築

（4）その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

高齢者権利擁護等推進事業について

(平成23年度創設 予算額 1,598千円)

○都道府県市民後見人養成事業

市町村における市民後見の取組を支援するため、市町村が単独では市民後見人の養成が困難な場合などに、都道府県が広域的な支援の観点から、市民後見人の養成を行うための事業を実施する。

ア 研修対象者

市民後見人として活動することを希望する都道府県内の住民

イ 研修内容等

都道府県は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容である研修カリキュラムを作成するものとする。

(市民後見養成研修の内容(例))

- ・成年後見や介護保険制度等の法的な内容の理解
- ・地域の福祉施設等の社会資源の理解
- ・財産目録の作成 等

※平成23年度 事業実施自治体：大阪府、和歌山県、福岡県